

一般財団法人ふくしま建築住宅センター
福島県省エネルギー住宅改修補助事業の業務規程

福島県省エネルギー住宅改修補助事業の業務規程

(趣旨)

第1条 この福島県省エネルギー住宅改修補助事業の業務規程(以下「規程」という。)は、一般財団法人ふくしま建築住宅センター(以下「センター」という。)が、福島県省エネルギー住宅改修補助事業の実施について必要な事項を定めるものである。

(基本方針)

第2条 福島県省エネルギー住宅改修補助事業の実施については、福島県補助金等の交付等に関する規則(以下「規則」という。)及び本規程の定めるところにより、公正かつ適確に実施するものとする。

(事業の目的)

第3条 県内の既存戸建住宅の断熱改修に対して補助金を交付することにより、消費エネルギーの削減はもとより、温熱環境の向上による高齢者等の健康増進、良質な住宅ストックの長期利用による環境負荷の低減や空き家発生抑制等を図り、「再生可能エネルギー先駆けの地」の実現に寄与することを目的とする。

(福島県省エネルギー住宅改修補助事業の業務を行う時間・休日、事務所の所在地及び業務区域)

第4条 業務を行う時間は、事項に定める休日を除き午前8時30分から午後4時00分までとする。

2 休日は次の通りとする。

- (1) 土曜及び日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日(全号に掲げる日を除く。)
- (4) その他センターの指定する日

3 業務を行う主たる事務所の所在地は、福島県福島市五月町4番25号とし、次の従たる事務所を置く。

- (1) 県北事務所 福島県福島市五月町4番25号
- (2) 県中事務所 福島県郡山市台新1丁目33番5号
- (3) いわき事務所 福島県いわき市平字童子町4番地の18
- (4) 会津事務所 福島県会津若松市西年貢2丁目1番17号

4 業務を行う区域は、福島県の全域とする。

(福島県省エネルギー住宅改修補助事業の業務を行う範囲)

第5条 センターは、福島県との業務に関する協定書、福島県省エネルギー住宅改修補助事業補助金交付要綱及び福島県省エネルギー住宅改修補助事業補助金交付事務取扱要領に基づき、この規程に定められた業務を行うものとする。

- る。
- 2 センターにおける事務分担については、別紙事業フローによるものとする。

(定義)

第6条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 断熱改修

部位に求められている断熱等性能等級4に相当する基準(別表1※)を満たす開口部及び断熱材により、天井(屋根)、壁、床(基礎)又は窓を改修すること。

(※住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準(平成28年1月29日国土交通省告示第266号)及び住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく評価方法基準(平成13年国土交通省告示第1347号)に準拠。)

(2) 住宅

福島県内に存する戸建住宅で、住宅の床面積が全体の2分の1以上の併用住宅も含む。

(3) 窓

住宅のサッシ(枠を含む。)及びガラスをいう。ただし、縦300mm以下かつ横200mm以下のものは除く。

(4) 内窓設置

既存窓の室内側に新たに窓を設置すること。

(5) 地域区分3の地域

別表2のこと。

(エネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準(平成25年経済産業省・国土交通省告示第1号)による。)

(補助対象者)

第7条 この補助金の対象者は、次の全てに該当する者(以下「補助対象者」という。)とする。

- (1) 補助対象者が自ら居住するために行う住宅の断熱改修に係る工事契約を平成28年4月1日以降に締結すること。
- (2) 補助金の交付申請を工事完了予定日の属する年度の工事完了前に行うこと。
- (3) 原則として、工事を補助金の交付申請年度の末日までに完了すること。
- (4) 県税の滞納がなく、国・地方公共団体による本事業と同様の補助金を受けていないこと。

(対象経費等)

第8条 補助の対象となる経費は、住宅の断熱改修に係る経費のうち、次の経費を除いたものとする。

- (1) 国又は地方公共団体が行う他の補助金等を活用する場合の当該対象経費
- (2) 併用住宅における住宅部分以外に係る経費

(補助金の額)

第9条 センターが交付する補助金の額は、(1)又は(2)のいずれかの額とする。なお、1,000円未満の端数は切り捨てるものとする。

(1) 次の要件全てを満たす場合、対象経費の1/2又は120万円(地域区分3の地域は150万円。)のいずれか低い額とする。

ただし、別表1の基準を満たしている場合は、断熱改修不要とする。

①居間、台所及び食堂

ア 窓全てについて内窓設置又は窓交換による断熱改修を行うこと。

イ 天井、壁又は床いずれか1つ以上を断熱改修すること。

ウ 天井が外気に面し、かつ無断熱の場合は、天井の断熱改修を行うこと。

②脱衣所

エ 窓について内窓設置、窓交換又はガラス交換による断熱改修を行うこと。

オ 天井が外気に面し、かつ無断熱の場合は、天井の断熱改修を行うこと。

③上記以外の室(居室及び非居室をいう。以下「室」という。)を改修する場合

カ 窓全てについて内窓設置又は窓交換による断熱改修を行うこと。(非居室の場合は、ガラス交換でも可。)

キ 天井が外気に面し、かつ無断熱の場合は、天井の断熱改修を行うこと。

④その他

ク 建築基準法等の関係法令に適合すること。

(2) 次の要件全てを満たす場合、対象経費の1/3又は80万円(地域区分3の地域は100万円)のいずれか低い額とする。

①改修する室

ア 窓全てについて内窓設置、窓交換又はガラス交換による断熱改修を行うこと。

イ 天井が外気に面し、かつ無断熱の場合は、天井の断熱改修を行うこと。

②その他

ウ 建築基準法等の関係法令に適合すること。

(補助金の交付申請)

第10条 規則第4条第1項の規定による補助金の交付申請は、第1号様式(補助金交付申請書)により行うものとする。

(補助金の交付決定)

第11条 センターは、補助金の交付を決定したときは、規則第7条第1項の規定に基づき、第2号様式(補助金交付決定通知書)により、その内容等を補助対象者に通知するものとする。

(事業内容の変更等)

第12条 規則第6条第1項第1号の規定に基づき事業内容及び経費の配分を

変更しようとする場合は、第3号様式（補助金変更交付申請書）をセンターに提出し、承認を受けなければならない。

- 2 規則第6条第1項第2号の規定に基づき事業を中止又は廃止しようとする場合は、第4号様式（事業中止（廃止）承認申請書）をセンターに提出し、承認を受けなければならない。

（交付申請の取り下げ）

第13条 規則第8条第1項に規定する補助金の交付申請を取り下げることができる期日は、交付決定通知書を受理した日から起算して15日を経過した日とし、その旨を記載した書面をセンターに提出しなければならない。

（完了実績の報告）

第14条 補助対象者は、原則として、事業完了日から起算して30日を経過した日、又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、規則第13条第1項に規定する実績報告を行わなければならない。

- 2 前項の報告は、第5号様式（完了実績報告書）によるものとし、必要な書類を添付するものとする。

（補助金の額の確定）

第15条 センターは、前条の完了実績報告書を受理した場合は、規則第14条の規定により、その内容の書類審査及び必要に応じて現地確認を実施し、補助事業の成果が補助金交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助対象者に第6号様式（補助金額確定通知書）により通知するものとする。

（補助金の請求）

第16条 センターは、前条の規定により交付すべき額を確定した後に、補助金を支払うものとする。

- 2 補助対象者が前項の支払いを受けようとするときは、第7号様式（補助金請求書）によるものとし、必要な書類を添付するものとする。

（交付決定の取り消し等）

第17条 センターは、補助対象者が、次のいずれかに該当すると認められた場合は、補助金交付決定の全部又は一部を取り消し、また、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽の申請その他の不正行為により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。
- (2) 規則又はこの規程並びに関係法令に違反する行為があったとき。

- 2 センターは、前項の取り消しの決定を行った場合には、第8号様式（交付決定取消通知書）により、その旨を補助対象者に通知するものとする。

- 3 センターは、第1項に基づく取り消しを行った場合には、規則第17条の規定に基づき、返還の猶予期間や必要な加算金等を定めるものとする。

(財産の処分の制限)

第18条 本事業により断熱改修を行った住宅が、規則第18条の規定に基づき財産処分の制限を受ける期間は、10年とする。

(会計帳簿等の整備等)

第19条 補助対象者は、補助金の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、事業完了日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

(現地調査等の協力義務)

第20条 補助対象者は、センターが規則第11条に規定する、補助事業の遂行状況に係る報告及び調査を行おうとする場合は、遅滞なくこれに協力しなければならない。

(書類の提出)

第21条 この規程により、補助対象者がセンターに提出する書類は、正副2部とする。

(状況報告)

第22条 センターは補助申請を受理等したときに、福島県省エネルギー住宅改修補助事業補助金実施状況報告書等に月末までの申請状況を記載し、翌月5日までに県へ報告するものとする。そのため、センター各事務所では、福島県省エネルギー住宅改修補助事業台帳（第10号様式）で、毎日の進捗状況を本部と共有できるよう整備するものとする。

(その他)

第23条 補助金の交付等に関しては、この規程によるほか、次に定めるところにより行うこととし、その他事業の実施について必要な事項は、別に定める。

(1) 福島県補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）

(2) 福島県補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）

附 則

- 1 この規程は、平成28年11月21日から施行する。

